

# 11月は 東郷町子どもの権利を考える月間 児童虐待防止推進月間

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

## 東郷町子どもの権利を考える月間

平成26年に施行した「東郷町子ども条例」では、全ての子どもが健やかに成長できるように「子どもの権利」を保障し、子どもの幸せのため、子どもが一人の人として育ち、学び、生きていく上での大切な権利を定めています。

また、毎年11月を「東郷町子どもの権利を考える月間」と定め、多くの人に子ども条例を知ってもらうための啓発活動を行うこととしています。

子どもは大人と同じ一人の人間であり、未来を担うまちの大切な宝です。皆さんもこの機会に「子どもの権利」について考えてみませんか。



## 児童虐待防止推進月間

東郷町子ども条例第15条では虐待防止などに対する取り組みを定めています。町では、関係機関と連携して虐待などの予防や早期発見に努めています。

また、地域で虐待などを受けていると思われる子どもを見つけた時には、速やかに町や189（いちはやく）に通報しましょう。

児童虐待は社会全体で解決しなければならない問題です。

### 子どもの4つの権利

- 1 健やかに成長し、安心して生きる権利
- 2 自分らしく育ち、学ぶ権利
- 3 自分の考えを表現する権利
- 4 参加する権利



### 4つの児童虐待タイプ

**身体的虐待**…なぐる、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

**心理的虐待**…言葉によるおどかし、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうなど。

**ネグレクト**…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、医療機関に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。

**性的虐待**…子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること。



## 児童相談所全国共通ダイヤル

「189（いちはやく）」

児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル  
**189**

一部のIP電話からはつながりません。

電話をかけると近くの児童相談所につながります。「もしかして…」と思ったら189番に連絡、相談してください。匿名で電話でき、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

### 子どもに関する相談窓口

| 相談窓口                 | 相談内容               | 受け付け時間・電話番号                                                      |
|----------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------|
| 子どもの権利侵害の相談（町子育て応援課） | 子どもの権利侵害に関する相談     | 月～金<br>午前9時～午後5時<br>（祝日、年末年始除く）<br>☎0561・56・0736（直通）             |
| 子ども SOS ほっとライン24     | いじめ問題に悩む子どもや保護者の相談 | 毎日24時間<br>☎0120・0・78310<br>（052・261・9671）                        |
| こころの電話               | 教育に関する悩みや不安に関する相談  | 毎日<br>午前10時～午後10時<br>（年末年始除く）<br>☎0120・0・78310<br>（052・261・9671） |



※オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。